



JASDAQ

平成 25 年 4 月 8 日

各 位

会 社 名 株式会社トーシン
代表者名 代表取締役社長 石田 信文
(J A S D A Q コード番号 9444)
問合せ先 取締役管理部長 江本 健一
(TEL 0 5 2 - 2 6 2 - 1 1 2 2)

株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり株式分割を決議するとともに、単元株制度の採用並びに定款の一部変更について平成 25 年 7 月 25 日（木）開催予定の第 27 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせ致します。

なお、株式分割の実施、単元株制度の採用及び定款の一部を変更することについては、平成 25 年 7 月 25 日（木）開催予定の第 27 期定時株主総会における定款変更案の承認を条件としております。

記

1. 株式分割、単元株制度の採用及び定款の一部変更の目的

当社は、平成 19 年 11 月 27 日に全国証券取引所が公表した「売買単位の集約に向けた行動計画」の趣旨に鑑み、当社の単元株式数を 100 株とする単元株制度を採用するとともに、当社株式 1 株につき 10 株の割合をもって株式分割を行うことと致しました。

2. 株式分割の概要

(1) 分割の方法

平成 25 年 10 月 31 日（木）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載または記録された株主の所有する普通株式を、1 株につき 10 株の割合をもって分割致します。

(2) 分割により増加する株式数

①株式分割前の発行済株式総数	638,874 株（平成 25 年 4 月 8 日現在）
②株式の分割により増加する株式数	5,749,866 株
③株式分割後の発行済み株式総数	6,388,740 株
④株式分割後の発行可能株式総数	25,500,000 株

(3) 分割の日程

- ①基準日公告 平成 25 年 10 月 15 日 (火)
- ②基準日 平成 25 年 10 月 31 日 (木)
- ③効力発生日 平成 25 年 11 月 1 日 (金)

3. 単元株制度の採用

(1) 新設する単元株式数の数

単元株制度を採用し、単元株式数を 100 株と致します。

(2) 新設の日程

効力発生日 平成 25 年 11 月 1 日 (金)

(参考) 平成 25 年 10 月 29 日 (火) をもって、大阪証券取引所 JASDAQ 市場における売買単位は 1 株から 100 株に変更されることとなります。

- (3) 上記株式分割及び単元株制度の採用に伴い単元未満株式が生じることから、それら単元未満株式の買取り、または買増しを当社に請求できる制度を平成 25 年 11 月 1 日以降に実施致します。

4. 定款の一部変更

(1) 定款変更の理由

- ①単元株制度の採用とあわせて株式分割を行うことに伴い、発行可能株式総数を株式の分割の割合に応じて増加させるため、現行定款第 6 条を変更するものであります。
- ②単元株制度を採用し単元株式数を 100 株とするため、第 7 条 (単元株式数) を新設するものであります。また、議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、第 8 条 (単元未満株式についての権利) 及び第 9 条 (単元未満株式の買増し) を新設し、これらに伴い現行定款第 7 条以下の条数をそれぞれ繰り下げるものであります。
- ③現行定款第 6 条の変更、第 7 条から第 9 条までの新設及びこれに伴う条数の変更の効力発生日を定めるため、附則第 1 条及び第 2 条を新設するものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催予定日 平成 25 年 7 月 25 日 (木)
定款変更の効力発生日 平成 25 年 11 月 1 日 (金)

以上

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
<p>第1条～第5条 (条文省略)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>2,550,000</u>株とする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第1条～第5条 (現行どおり)</p> <p>(発行可能株式総数)</p> <p>第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>25,500,000</u>株とする。</p> <p><u>(単元株式数)</u></p> <p>第7条 当社の単元株式数は、<u>100</u>株とする。</p> <p><u>(単元未満株式についての権利)</u></p> <p>第8条 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。</p> <p>(1) <u>会社法第189条第2項各号に掲げる権利</u></p> <p>(2) <u>会社法第166条第1項の規定による請求をする権利</u></p> <p>(3) <u>株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利</u></p> <p>(4) <u>次条に定める請求をする権利</u></p> <p><u>(単元未満株式の買増し)</u></p> <p>第9条 当社の株主は、<u>株式取扱規程に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。</u></p>

現行定款	変更案
<p>第7条 ～ 第38条</p> <p>(条文省略)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>	<p>第10条 ～ 第41条</p> <p>附則</p> <p>第1条 <u>第6条の変更、第7条から第9条までの新設及びこれに伴う条数の繰り下げの効力発生日は、平成25年11月1日とする</u></p> <p>第2条 <u>本附則は、前条の効力発生日をもって削除する。</u></p>

以上